（心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者）

第六条の二　法第四条第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

○農林水産省令第二十九号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

農林水産大臣　江藤　拓

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（獣医師法施行規則の一部改正）

第一条　獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（免許の申請） **第一条**　獣医師法（以下「法」という。）第三条の規定により、獣医師の免許を受けようとする者は、申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添え、登録免許税及び手数料の額に相当する金額の収入印紙を貼り付けて農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第十条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請書を提出するときは、当該申請書の提出により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納めるものとする。 一～三　（略） （削る） 四　（略） （精神障害の届出） **第四条の二**　獣医師又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該獣医師が精神の機能の障害を有する状態となり獣医師の業務の継続が著しく困難となつたときは、農林水産大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	（免許の申請） **第一条**　獣医師法（以下「法」という。）第三条の規定により、獣医師の免許を受けようとする者は、申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添え、登録免許税及び手数料の額に相当する金額の収入印紙を貼り付けて農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第十条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請書を提出するときは、当該申請書の提出により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納めるものとする。 一～三　（略） 四　成年被後見人又は被保佐人に該当することの有無に関し、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項第一号の規定により登記官が交付する登記事項証明書 五　（略） （新設）
（家畜人工授精師の免許の申請） **第二十六条**　法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一・二　（略）	（家畜人工授精師の免許の申請） **第二十六条**　法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一・二　（略）

（家畜改良増殖法施行規則の一部改正）

第二条　家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（家畜人工授精師の免許の申請） **第二十六条**　法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一・二　（略）	（家畜人工授精師の免許の申請） **第二十六条**　法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一・二　（略）